

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

このたびは、春日部市ふるさとかすかべ応援寄附金にご寄附をいただきまして、誠にありがとうございます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、確定申告が不要な給与所得者等の方で、ふるさと納税をする自治体が5団体以下の場合に、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる制度です。

ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税の軽減相当額を含め、住民税からまとめて控除されます。(確定申告を行った場合と同額が控除されます。)

ワンストップ特例の適用を希望する方は、別紙「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入のうえ、下記のとおりご提出ください。

また、平成28年1月1日より個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。そのため、個人番号を確認できる書類及び本人確認書類の添付が必要です。裏面に記載している書類のうち、いずれかを添付してください。

※注意点

- ① 5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、譲渡所得、医療費控除、雑損所得等のために確定申告を行う必要がある方は、確定申告書にふるさと納税を記載してください。
- ② 申請書の提出後、住所、氏名等の変更があった場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書事項変更届出書」の提出が必要です。

記

- 1 申請期限 寄附をした翌年1月10日まで
- 2 申請書類 ①寄附金税額控除に係る申告特例申請書
②個人番号カードの写し等(裏面参照)
- 3 申請方法 郵送
- 4 申請先 〒344-8577
埼玉県春日部市中央六丁目2番地
春日部市 総合政策部 シティセールス広報課

裏面もご覧ください

※申告特例申請書（専用様式）と一緒に、以下のいずれかの書類を添付してください。

◆個人番号カード及び本人確認書類の具体例

1 個人番号カードをお持ちの方

○個人番号カードの写し（両面）

個人番号カードのみで番号確認と本人確認を行います。

2 個人番号カードをお持ちでない方

○通知カード（写し）または、住民票（個人番号付き）＋本人確認書類（下記参照）

◆本人確認書類

① 以下のうち1点の写し

【主なもの】

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

【その他】

- ・写真付き資格証明書（国や県等の公的機関が証明するものに限る）

② 以下のうち2点の写し

【主なもの】

- ・国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証
- ・国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証
- ・私立学校教職員共済制度の加入者証

【その他】

- ・学生証
- ・社員証
- ・写真のない資格証明書（国や県等の公的機関が証明するものに限る）
- ・母子健康手帳
- ・国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
- ・納税証明書
- ・印鑑登録証明書

◆問い合わせ

〒344-8577

埼玉県春日部市中央六丁目2番地

春日部市役所

担 当 総合政策部 シティセールス広報課

電 話 048-736-1111（内線 2174）